

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

東京ガス株式会社

「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」への意見

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 7 月 20 日に公表されました、企業会計基準委員会「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に関しまして、別紙のとおり、ガス事業者としての意見を申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

(質問 4) 重要性等に関する代替的な取扱い (収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項) に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意する。

ガス事業においては、毎月の検針日に収益を認識しています。収益認識に関する会計基準 (案) (以下、新基準案という) 適用後においてもこの取扱いを継続できるよう、適用指針において「代替的な取扱い」として規定するなどの措置を講じていただきたく、以下のとおり要望いたします。

【要望の概要】

- ガス事業者はガス事業法において能率的な経営の下における適正な原価を料金にて回収することが認められてきたため、全ての需要家のガス販売量を月末日に計測するのではなく、月間で分散して検針を行ってきており、ガス販売に係る収益は、過去からの実務慣行や、法人税法上での収益計上基準として認められていることを理由に「検針日基準」が適用されてきた。
- 一方、ガスの小売供給契約では契約期間 (事業者がガス使用申込みを承諾した時点から解約まで) にわたりガス供給義務が発生し、その間需要に応じて供給を行う都度、履行義務が充足されるものと見なされ、新基準案第 35 項 (1) の要件に当てはまることから「一定の期間にわたり充足される履行義務」と整理され、検針日から月末日までのガス売上を見積計上する必要が生じる。
- この場合、気温・水温等のガス販売量に影響を与える要因を分析して月末日までの販売量を見積だけでなく、見積り部分における適用単価を予測するため、翌月検針日までの販売量も見積が必要であることから、ガス売上を見積の際に使用する変数が多く、見積りには大きな不確実性がある。また見積りの正しさを合理的に検証することは困難である。諸外国では検針頻度が少ないこと等から収益を見積りで計上しているが、日本では検針を定期的かつ高頻度で行っている。会計期間と検針期間の乖離は小さく、かつ期間の日数はほぼ等しいため、検針日に収益を認識しても、月末日までの販売量を見積り収益を認識する方法と重要な差異は生じないと考えられる。
- そこで、ガスの小売供給契約に係る収益認識においては従来通り検針日基準を適用すべきであると考え、適用指針における代替的な取扱いとして、検針日基準の適用を認める取扱いを定めていただきたい。

(参考) 当社の「一般ガス供給約款」(平成 29 年 3 月 31 日実施 東京地区等)

6. 契約の成立および変更

(1) ガスの供給および使用に関する契約 (以下「ガス使用契約」といいます。) またはガスに関する契約 (以下「ガス工事契約」といいます。) は、当社が 5 (1) のガス使用またはガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

(2) (略)

9. ガス使用契約の解約

(1) ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を当社および当社の指定した特約店の窓口へ通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。

ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。

(2)～(4) (略)

1. 見積りの不確実性

(1) ガス販売量見積りの不確実性

○検針日から月末日までのガス販売量を見積る場合、販売量は気温の変化等に大きく影響を受けるため、これらの変動要素を考慮すると不確実性が非常に高いと考えており、合理的な見積りを行うことは困難である。

○また、仮にガス販売量の見積りを求める場合、見積りのために投入できる要員や見積りに利用する過去データの蓄積等が事業者によって異なることから、各事業者がそれぞれ独自の手法で見積ることが予想され、これまで全事業者が検針日基準を採用することにより担保されてきた正確性・比較可能性が失われることが懸念される。

○検針日以外での検針を行わないため、会計期間における実際のガス販売量を用途別・約款別に特定することができず、実績との比較により見積りの合理性を事後的にも検証することができない。

<ガス販売量見積りの変動要因>

変動要因	見積りの困難性
気温	<ul style="list-style-type: none"> ・気温によりガス販売量は変動するが、その変動幅は業態や使用しているガス機器（給湯機器、空調（暖房）機器等）によって異なるため、これを正確に見積ることは難しい。 ・夏場においては気温により空調用のガス販売量が大きく変動する。 ・冬の初期および終期は日ごとの気温変動も大きく、また暖房の使用行動の個人差が大きくなるため、ガス販売量を予測しづらい。
水温	<ul style="list-style-type: none"> ・水温は気温・水源地の状況（降雪・雪解け等）・降水量等のパラメータにより定まると思われ、これを合理的に予測することは困難である。特に首都圏のように複数の水系が存在する地域においては水温の予測はさらに困難である。 ・水温は給湯用のガス販売量へ大きな影響を及ぼしていると推測される。
件数の変動	<ul style="list-style-type: none"> ・新設需要の動向、人口動態等によりガスの需要家の件数は変動する。これに応じてガス販売量も影響を受けるが、その合理的な予測は難しい。また例えば引越しの多い月（3～4月）の曜日の並びによっても件数は影響を受ける。 ・ガス小売自由化により需要家の流動性が高まっており、過去の実績から件数を予測することは困難である。
日数 (カレンダー)	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ月であっても曜日の並びで月の使用日数（検針間の期間）は異なる。また例えばオフィスビルでは月曜日の空調稼働が木・金曜日等に比べ大きくなる傾向があるが、これは休日に空調が稼働せず室内気温が外気温に近づくためだと推測される。使用期間内にどれだけ休日が含まれるかでガス販売量は変動するが、こうした変動を合理的に見積ることは困難である。

(2) ガス料金単価見積りの不確実性

○家庭用のガス料金は複数二部料金が主流であり、ガス使用量に応じて月ごとに適用される基本料金+従量料金（単位料金×使用量）にて計算される。使用量によって適用される料金表が変わるため、検針により各需要家へのガス販売量を確定させなければガス料金を算定することはできない

い。

- 家庭用・業務用等の用途別、所有機器別等に応じた多くの料金プランがあり、それぞれ時期や使用量に応じて適用する料金が異なるため、料金プラン毎にガス販売量を想定する必要がある。また、高効率機器への取替え等により家庭用であっても、随時適用約款の変更が発生し、料金表も変更されるが、これらを合理的に予測することは困難である。
- 検針日から月末日までの見積りガス販売量に適用する料金単価は翌月検針分の販売量に基づき定まるため、**適用料金単価を予測するためには、翌月検針日までの販売量に影響を与える要因を想定し、それらを踏まえて販売量を予測する必要がある。**

※一般契約料金表（当社ホームページより）

一般契約料金	料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金 (円/件・月)	単位料金(円/m ³)			
				(基準単位料金)	17年8月検針分	17年9月検針分	17年10月検針分
	A表	0m ³ から20m ³ まで	745.20	142.66	134.26	134.96	135.31
	B表	20m ³ をこえ80m ³ まで	1,036.80	128.08	119.68	120.38	120.73
	C表	80m ³ をこえ200m ³ まで	1,209.60	125.92	117.52	118.22	118.57
	D表	200m ³ をこえ500m ³ まで	1,857.60	122.68	114.28	114.98	115.33
	E表	500m ³ をこえ800m ³ まで	6,177.60	114.04	105.64	106.34	106.69
	F表	800m ³ をこえる場合	12,225.60	106.48	98.08	98.78	99.13

(3) 不確実性の解消策の当否

- 分散検針を廃止し、需要家毎の月末日時点のガス販売量を把握することが可能であれば単価も確定し、上述の見積りの不確実性は解消される。そのためには検針員の増員あるいはスマートメーターの設置と、収集した検針値に基づき料金算定を一度に行うシステム開発が必要となるが、低廉なガス料金の実現が社会的に要請され、各事業者も原価削減の努力を重ねている中で、会計上の対応のためだけに多大なコストをかけることは現実的ではない。（なお、当社はスマートメーターの導入に向けて準備を進めているが、その広範囲な普及には相当の時間を要する。）
- 分散検針を維持したまま、スマートメーターの収集するデータを用いて検針日から月末日までの売上を見積ることも将来的には考えられるが、本見積りのためだけにシステム開発を行うことも非現実的である。

2. 重要性

- 検針日基準を継続しても、毎月定期的に検針を行っているため、収益認識の期ずれは小さく、収益を認識する期間は同じ（1年間）であることから、検針日から月末日までのガス販売量を見積る場合と比較しても期間損益に大きな差異はなく、**財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせるものではない。**
- 当社ではガス販売量への影響が大きい**大口需要家（全販売量の過半を占める）については毎月の月末日に検針を行っている**ことから、収益認識の期ずれは小さく、検針実績値と会計期間における需要家の実使用量に重要な差異は生じていないと推測される。

3. 諸外国との比較

- 諸外国は検針の頻度が少なく不定期**であるため、最終検針日以降期末日までの収益を見積らなければならないが、**日本では毎月定期的に検針を行っており、見積りが必要な期間が短い。**その短期間において不確実性の高い見積りを行うより、検針日基準を適用した方が合理的であると考えられる。

(参考) 諸外国の検針方法と収益認識 (例)

国	検針方法	最終検針日から期末日までの見積り
日本 (当社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口需要家→1か月に一度 (月末)。 ・ その他の需要家→1か月に一度 (定期的を実施。当社では18日に分散して実施) 	検針日基準を適用しており、見積りはしていない。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭向け→四半期に一度。 ・ 商業顧客向け→1か月に一度。 	過去の消費量に基づき見積り。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度の使用量を基に料金を請求。 ・ 年に一回検針し、差額分を調整。 	過去の消費量、ガス消費パターン、天候等に基づき見積り。
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2ヶ月に一度 (需要家がガス消費量を入力して申告も可能)。 	過去の消費量に基づき見積り。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年初に年間のガス使用量/ガス料金を想定し、毎月それを単純に1/12した金額で請求。 ・ 顧客は自分で検針を行い (不定期)、ガス会社へ当該検針に関する情報をオンライン送付することで、想定値による請求額が補正される。 ・ ガス会社による検針は年2回程度。 	請求システムを通して、顧客別過去の消費パターン、更に天候要因、出荷予測やシステム見積りと実際のメーター確認との差異をも考慮して見積り。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔測定によるメーター確認システムを導入。 	見積り不要

4. 要望事項

【適用指針案における代替的な取扱いの規定】

適用指針案第144項において、代替的な取扱いを定めることとした趣旨について、「これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、IFRS第15号における取扱いとは別に、個別項目に対する重要性の記載等、代替的な取扱いを定めている」と記載されている。

例えば、適用指針案第97項に記載の出荷基準等の取扱いにおいては、商品の出荷時から支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合は、出荷時や着荷時等の一時点に収益を認識することができる¹とされており、「通常の間である場合」とは、当該期間が国内における出荷及び配送に要する日数に照らして取引慣行ごとに合理的と考えられる日数である場合、とされている。

このような考え方に照らせば、厳密には会計基準の規定する原則法でなくとも、我が国においては、現行の検針実務を前提とする限り、会計期間からの乖離は大きくなく一定しており、かつ、会計期間と同等の1年分の収益が計上されることから、検針日基準も代替的な取扱いとして認められ得ると考えられる。

【要望事項】

検針日基準は、毎月規則的に検針が行われる限りにおいては、会計期間と同じく1年分の収益計上が行われ、会計基準の原則法と同等の効果を有する。我が国においては、検針日基準による実務が定着しており、かつ、国際的な財務諸表間の比較可能性についても十分担保されていると評価できることから、適用指針における代替的な取扱いとして、検針日基準の適用を認める取扱いを定めていただきたい。

以 上